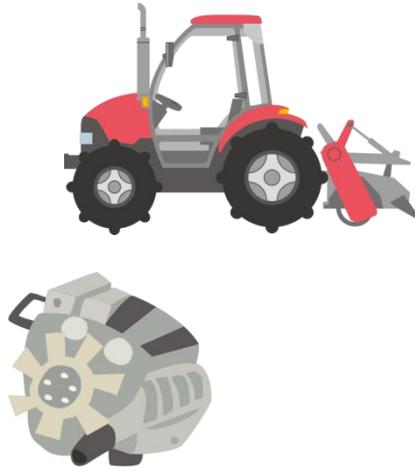




専門業者で処理するもの

品目	品名	依頼先
自動車 オートバイ バイク 船外機及びその部 品	タイヤ、ホイール ホイールカバー アルミホイール バッテリー ハンドル ワイヤー類 バンパー 強化ガラス ルーフキャリア 発炎筒等	自動車修理店・販売店、又は資源 回収業者 
金属塊 多量の鉄屑 頑強な機械類（圧 縮、破碎が極めて困難 なもの）	形鋼 鎖の塊 鉄骨材料 鉄筋 ガス管 水道管 金属棒 針金（多量） ワイヤー類 帯のこの刃 事業系ステンレス製品 ハンダ（多量） 鉛 水道蛇口等 真ちゅう製品	資源回収業者 
業務用機械	パソコン コピー機等OA機器 自動販売機 テレビゲーム機器 業務用パチンコ台 業務用冷凍庫 事業用冷凍ケース 空調設備 調理器具	産業廃棄物処理業者 

建築廃材 資材 ブロック（建物の解体 撤去で発生したもの）	タイル シャッター 断熱材 トタン 壁土 雨樋、とよ等 コンクリートブロック 瓦 石膏ボード 浄化槽 玄関ドア	産業廃棄物処理業者、又は資源回収業者
耐火器具 耐火材	耐火金庫 石綿 グラスウール等	産業廃棄物処理業者
農薬 毒劇物 毒劇物の容器	農薬 農薬の容器（DDC）・（ピクリン）	JA、又は購入先
農業、漁業資材	ハウスパイプ 結束バンド（PPバンド） プラスチック製の水槽 苗箱 漁網等 ビニール類 畦波板 畦波シート	JA（※）、又は産業廃棄物処理業者 ※JAで購入したものに限る
農業用機具及びその部品	耕運機 トラクター 田植機 コンバイン 脱穀機 稲刈り機 芝刈機等 噴霧器（エンジン付き） 消毒散布機等消毒機械 動力運搬車 けん引機械 乾燥機	購入先、又は資源回収業者 

	エンジン ポンプ等機械類 タイヤ 車輪 キャタピラー	
医療廃棄物	注射針 点滴ビン 血液等が付着した脱脂綿 アンプル 医療器具など感染性医療廃棄物	産業廃棄物処理業者 
爆発、火災等の危険性を有し施設を損壊する恐れのあるもの	固形燃料 火薬 発炎筒 大量の木や炭の粉 アルミニウムの粉 マグネシウムの粉 小麦粉	産業廃棄物処理業者
長さ2mを超える不燃性粗大ごみ	2mを超える物干し竿等の 金属棒、トタン カーテンレール TVアンテナ線 スチール棚 スチールロッカー	資源回収業者
事業所用陳列棚 冷凍ケース等	事業所用陳列棚（ショーケース、ガラスケース） 事業用冷凍ケース	産業廃棄物処理業者
密閉容器 圧力容器	ガスカートリッジ（炭酸ガス等）	資源回収業者
	ガスボンベ（LPガス等） ※在宅酸素療法用ボンベを含む	購入先等に返却
がれき類	土 石	産業廃棄物処理業者

	砂 砂利 コンクリートブロック 瓦 ブロック レンガ タイル 石綿 石うす グラスウール	
家電六品目	テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ式） 冷蔵庫 洗濯機 エアコン（クーラー、冷房機器） 冷凍庫 衣類乾燥機	購入先、もしくは指定引取場所（鳥取・米子）に直接持ち込む。 
パソコン		製造メーカー、もしくは小型家電回収に出す。
ピアノ		購入先、又は産業廃棄物処理業者
廃油（多量）		ガソリンスタンド、又は購入先
肥料		JA、又は購入先
ボイラー 電気温水器	灯油ボイラー （80cm×50cm×2m以上のもの） 電気温水器 （容量200リットル以上のもの）	資源回収業者
パレット		産業廃棄物処理業者
消火器	消火器（中身あり）（1型～） 消火器（中身なし）（11型～）	※消火器販売代理店 （そのうちの廃棄物引取可能窓口）



産業廃棄物の種類

	種類	例
1	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残渣
2	汚泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残渣、炭酸カルシウムかすなど
3	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などすべての酸性廃液
5	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液などすべてのアルカリ性廃液
6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
7	紙くず※	紙くず及び板紙くずなど〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCB（ポリ塩化ビフェニル）塗布され、又は染み込んだものに限る。〕
8	木くず※	木くず、おがくず、パーク類など〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は、木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにPCBが染み込んだものに限る。〕
9	繊維くず※	木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず、畳など〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。〕

10	動植物性残渣※	あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、大豆の絞りかす、魚及び獣のあらなど（食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物）
11	動物系固形不要物※	牛の頭部、脊髄及び回腸など（と畜場においてとさつし、又は解体した獣蓄及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物）
12	ゴムくず	天然ゴムくずのみ
13	金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
14	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、コンクリート製品くずなど
15	鉱さい	高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鋳物砂など
16	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物
17	動物のふん尿※	牛、馬、豚、鶏などのふん尿（畜産農業に係るものに限る。）
18	動物の死体※	牛、馬、豚、鶏などの死体（畜産農業に係るものに限る。）
19	ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
20	処理物	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの
21	輸入廃棄物	輸入された廃棄物（上記の1～20及び政令第2条の2、第2条の3に規定する「航行廃棄物」並びに「携帯廃棄物」を除く。）

備考

・※印については、業種の限定があります。